



(仮称) 旭川市ジェンダー平等プラン

基本方針 (案)

2025年 月

I 全体としての考え方

条例に基づく基本理念は、従前の計画を踏襲し、計画の目標や施策の方向性等については、本市における男女共同参画の取組、国・道の考え方や社会情勢の変化、市民意識調査の結果を踏まえ再検討する。

1 次期計画において取り組むべき事項及び基本的な視点

(1) 現計画の進捗における課題について

- 男女共同参画社会の実現に向け、さらに意識醸成を図るための啓発周知
- 就労現場をはじめ、あらゆる組織における政策・方針決定過程への女性参画の促進
- ワークライフバランスへの配慮や、多様な働き方の選択など、男女の仕事と生活の両立の推進
- 相談機会の充実と窓口の周知徹底、関係機関との連携強化によるDV等の未然防止や早期発見

(2) 国・道の考え方や社会情勢の変化

- あらゆる分野における女性の参画拡大
- 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 仕事と健康の両立

(3) 市民意識調査の結果

- 根強い固定的役割分担意識の解消
- ワークライフバランスの実現に向けた職場の理解促進と環境整備
- あらゆる暴力の根絶に向けた取組の強化
- 男女の平等と、相互理解や協力の促進

2 計画の位置付け

(1) 次の2つの現行計画を統合する。

- 第2次あさひかわ男女共同参画基本計画
- 第4次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画

(2) 次の5つの法令で定める基本計画及び市町村計画に位置付ける。

- 旭川市平等を実現し男女共同を推進する条例に定める基本計画
- 男女共同参画社会基本法に定める市町村計画
- 配偶者暴力防止法に定める市町村計画
- 困難女性支援法に定める市町村計画
- 女性活躍推進法に定める基本計画（※女性活躍推進法が令和8年以降も延長された場合）

(3) 第8次旭川市総合計画を上位計画とし、その他関連計画との整合性を図る。

3 計画の名称案

■ 旭川市ジェンダー平等プラン

社会において多様な性のあり方への意識が浸透してきたことを受け、「男女共同参画」に代わり「ジェンダー平等」を採用する。また、男女共同参画基本計画とDV防止基本計画を統合した計画とすることから、従来計画と異なるものであることを明確にするため、「計画」を「プラン」と言い換える。

4 計画期間

■ 令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とする。

第2次あさひかわ共同参画基本計画については計画期間を10年としていたが、5年ごとに中間見直し検討が必要であること、今回のプランに統合するDV防止基本計画の計画期間が5年であることを踏まえて、社会経済情勢や国の政策等に柔軟に対応できるよう、計画期間を5年に見直す。

5 基本理念

■ 旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例に基づき、7項目を基本理念とする。

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度又は慣行についての配慮
- ③ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 教育及び学習における男女共同参画への配慮
- ⑥ 性及び生殖に関する個人の意思の尊重及び健康への配慮
- ⑦ 国際社会における取組の配慮

6 計画の体系

- 基本目標と各法令に定める市町村計画を対応させるため、4つの基本目標を3つに変更する。
- 基本目標の再設定に伴い、基本的方向と施策の方向性についても整理・統合・追加する。

7 評価指標

- 繼続的な状況把握が必要なことから、原則的には現計画での評価指標と目標値を踏襲する。
- 既に現計画の目標値を達成している評価指標は、社会経済情勢等を踏まえて設定する。
- 新たに整理した「基本的方向」と「施策の方向性」に対応するよう、必要に応じて新たな指標を追加設定する。

2 「基本目標」の考え方

「4つの基本目標」→「3つの基本目標」に整理

国や道の基本計画の構成を反映

現計画 基本目標	見直しのポイント	プラン 基本目標
I 男女共同参画社会の実現に向けた意識変革の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○根強い性別による固定的役割分担意識の解消を図るため、各分野においてジェンダー平等の意識を高めていく必要がある。 ○意識改革に向けては、啓発（学習機会）のみならず、環境整備との両輪で取り組む必要がある。 	I ジェンダー平等の実現に向けた意識改革の促進
II あらゆる分野における男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○女性活躍推進法に基づく市町村計画に位置付け、現計画の関係部分を集約する。 ○現計画の「III 誰もが働きやすい環境づくり」を包括する。 ○女性の貧困等生活上の困難を未然に防ぐためにも、「女性の経済的自立」に向けた取組を重点化し、女性活躍をより一層推進する。 	II あらゆる分野でのジェンダー平等の推進
III 誰もが働きやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○職業現場における男女共同参画の推進（女性活躍推進）に関する内容であるため、基本目標IIの中に包括する。 	
IV 誰もが安心して暮らせる社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> ○配偶者暴力防止法及び困難女性支援法に定める市町村計画に位置付け、「第4次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」を包括する。 ○性暴力被害に関する啓発を追加する。 ○性の多様性をはじめ、高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の実現に向け、多様性を尊重する環境を整備する。 ○仕事と健康を両立するため、男女相互の健康への理解促進と、ライフステージに応じた健康づくりを推進する。 	III 誰もが安心して暮らせる社会の実現

3 「基本的方向」及び「施策の方向性」の考え方

現計画 基本的方向／施策の方向性		見直しのポイント	プラン 基本的方向／施策の方向性	
1	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 <p>(1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進 (2) 性別にとらわれない職業意識の醸成、意識啓発の実施 (3) 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画の視点に立った教育・学習」は、「人権尊重やジェンダー平等に関する教育・学習」として整理する。 あらゆる場面において、市民に対する十分な周知と情報発信、及び相談機会の充実が重要であることから、(3)として相談の充実を、(4)として広報と情報発信の充実を追加する。 	I 1	人権尊重とジェンダー平等の視点に立った意識改革 <p>(1) 人権尊重やジェンダー平等に関する教育・学習の推進 (2) ジェンダー平等の視点に立った活動への支援 (3) 人権尊重やジェンダー平等に関する相談の充実 (4) 広報・啓発活動の充実と積極的な情報の発信</p>
2	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 <p>(1) 女性の登用の促進 (2) 女性の能力や感性を活かすための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 政策・方針決定過程への女性の参画拡大は、基本的方向1「働く場におけるジェンダー平等」の中の施策の方向性として整理する。 さらに施策の方向性として、(2)意識改革と、(3)就業環境整備に関する項目を追加する。 	II 1	働く場におけるジェンダー平等の推進 <p>(1) 政策・方針決定への女性の参画の拡大 (2) 女性活躍のさらなる推進のための意識改革 (3) 誰もが働きやすい就業環境の整備</p>
3	男女共同参画の視点に立ったまちづくり <p>(1) 地域活動における男女共同参画の促進 (2) 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進 (3) 男女共同参画を推進する市民団体等への情報提供及び活動への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1)及び(2)については文言整理し、基本的な考え方を維持する。 (3)の市民団体等への支援については、I-1「人権尊重の視点に立った意識改革」の中に施策の方向性(2)「ジェンダー平等の視点に立った活動への支援」として整理する。 	II 4	地域におけるジェンダー平等の推進 <p>(1) 地域活動におけるジェンダー平等意識の醸成 (2) ジェンダー平等の視点に立った防災体制づくり</p>
4	男女の多様な働き方の促進 <p>(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保 (2) 農業・商工自営業等従事者の労働環境の整備 (3) 女性起業家の支援等さらなる女性活躍の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1)及び(2)については、II-1「働く場におけるジェンダー平等の推進」の中で整理する。 男女共にキャリアを中断することなく長く就労継続するためには、多様な就業形態の充実が重要であるため、(3)については(1)「就業ニーズに応じた支援」及び(2)「起業支援の充実」として整理する。 	II 3	多様な働き方への支援 <p>(1) 就業ニーズに応じた支援 (2) 起業支援の充実</p>

現計画 基本的方向／施策の方向性	見直しのポイント	プラン 基本的方向／施策の方向性
<p>5 ワークライフバランスの推進</p> <p>(1) 男女が仕事と家庭生活を両立できる働き方改革</p> <p>(2) 子育て・介護の支援体制の充実と固定的役割分担意識の解消</p>		<p>II 家庭生活におけるジェンダー平等の推進</p> <p>(1) 男性の家庭生活への参画の促進</p> <p>(2) 仕事と子育て・介護を両立できる支援の充実</p>
<p>6 男女の人権の尊重</p> <p>(1) DV等の防止のための啓発と被害者の支援</p> <p>(2) 女性にかかる各相談窓口体制の充実と連携</p> <p>(3) 性別による人権侵害防止等に関する啓発</p> <p>第4次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画</p> <p>□ DV防止基本計画</p> <p>□ 困難な問題を抱える女性への支援基本計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次旭川市DV防止計画に対応する部分をIII-1「ジェンダー平等を阻害するあらゆる暴力の根絶」として整理するため、(1), (2)は、「基盤づくり」と「支援体制充実」とし、より幅広い支援を包括する文言とする。 ・(3)のうち、性的少数者に関する部分はIII-2「多様性を尊重する環境の整備」の中で整理する。 ・施策の方向性(3)として性暴力に関する項目を追加する。 	<p>III ジェンダー平等を阻害するあらゆる暴力の根絶</p> <p>(1) あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり</p> <p>(2) DV被害者への支援体制の充実</p> <p>(3) 性暴力・性被害に関する啓発</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次旭川市DV防止計画のうち、「困難な問題を抱える女性への支援基本計画」対応部分をIII-3「困難や不安を抱える女性への支援」として整理する。 	<p>III 困難や不安を抱える女性への支援</p> <p>(1) 貧困等生活上の困難を抱えた女性への支援</p> <p>(2) 困難や不安を抱える女性への支援体制の充実</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・社会における多様な性あり方をはじめとした多様性受容の意識浸透を受け、基本的方向2として「多様性を尊重する環境の整備」を設置する。 ・施策の方向性は、(1)「多様な性」に加え、国や道の体系を反映し、(2)「高齢者、障がい者」とする。 	<p>III 多様性を尊重する環境の整備</p> <p>(1) 多様な性のあり方への理解促進と支援</p> <p>(2) 高齢者や障がい者等が安心して暮らせる環境整備</p>
<p>7 生涯を通じた健康の保持・増進</p> <p>(1) 保健・医療体制の充実とライフステージに応じた健康推進</p> <p>(2) 性及び生殖に関する個人の意思の尊重についての意識啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共に「仕事と健康の両立」が重要なため、特に女性の就労継続に影響が大きい「女性特有の健康課題」への対応を施策の方向性(1)として設ける。 ・(2)については、一部をIII-2「多様性を尊重する環境の整備」の中で整理する。 	<p>III 生涯を通じた健康支援</p> <p>(1) 女性の生理と妊娠等に関する健康支援と理解の促進</p> <p>(2) ライフステージに応じた健康づくりの推進</p>

4 評価指標の考え方

※追加した評価指標や現計画での目標値を変更したものは赤字で記載している。

基本目標	基本的方향	評価指標	現状値	目標値	調査間隔	目標設定の考え方	出展
I	1	性別に基づく固定的役割分担の考え方 に反対の人 ※反対・どちらかといえば反対	66.1% (R6)	71.1% (R11)	5年	1年1%の上昇を目指す	旭川市男女共同参画に関する市民意識調査
		男女共同参画社会の形成についての満足度 ※満足・まあまあ満足	11.3% (R5)	15.6% (R11)	2年	現計画まま	旭川市市民アンケート調査
II	1	市の附属機関等における女性委員の割合	28.8% (R6)	36% (R12)	2年	現計画まま ※統計開始以降最高値	旭川市女性活躍推進部
		市職員の管理職における女性の割合 ※保育士・消防職・医療技術関係職を除いた行政職全体の割合	13.4% (R6)	未定 ※1	1年	特定事業主行動計画と整合性をとる	旭川市総務部
		企業の管理職における女性の割合 ※課長職以上	8.8% (R5)	15% (R11)	2年	現行計画まま	旭川市労働基本調査
	2	ワークライフバランスを実現できていると思う人の割合 ※18～59歳	15.7% (R5)	22% (R11)	2年	現行計画まま	旭川市市民アンケート調査
		市職員の年次有給休暇取得率 ※標準付与日数（20日）に対する取得日数割合	13.8日 (R5)	未定 ※1	1年	特定事業主行動計画と整合性をとる	旭川市総務部
		企業に勤める人の年次有給休暇取得率 ※平均取得率が60%以上の企業の割合	35.9% (R5)	未定 ※2	2年	今後検討を進める	旭川市労働基本調査
	3	市職員の男性の育児休業取得率 ※1週間以上	48.4% (R5)	(仮)85% (R8)※1	1年	特定事業主行動計画と整合性をとる	旭川市総務部
		企業に勤める男性の育児休業取得率 ※取得率10%以上の企業の割合	54.2% (R5)	未定 ※2	2年	今後検討を進める	旭川市労働基本調査
	4	女性就業率	45.2% (R3)	未定 ※2	5年	今後検討を進める	経済センサス活動調査等
		テレワークへの取組状況	14.6% (R5)	28.2% (R9)	2年	R3(7.8%)からの上昇率を4年間に換算	旭川市労働基本調査
III	1	地域社会において「平等になっている」と感じている人の割合	25.6% (R6)	33.3% (R11)	5年	まずはR1調査(33.3%)の数値に戻すことを目指す	旭川市男女共同参画に関する市民意識調査
	2	相談機会が確保されていると感じている市民の割合 ※充実・まあまあ充実	23.2% (R5)	30% (R9)	2年	総合計画（推進計画）と整合性をとっている。	旭川市市民アンケート調査
		性的少数者が生きづらい社会だと思う人の割合 ※思う・どちらかといえば思う	60.7% (R6)	50% (R11)	5年		旭川市男女共同参画に関する市民意識調査
		高齢者福祉サービス利用件数	30,683件 (R5)	35,700件 (R9)	1年	総合計画（推進計画）と整合性をとっている。	旭川市福祉保険部
	3	地域における障がい者への理解度 ※浸透している・少し浸透している	20.4% (R5)	22.5% (R9)	2年	総合計画（推進計画）と整合性をとっている。	旭川市市民アンケート調査
	4	自立相談支援等の件数	1,888件 (R4)	2,077件 (R9)	1年	総合計画（推進計画）と整合性をとっている。	旭川市福祉保険部
	4	ふだんから健康のために何か取り組んでいる市民の割合	48.6% (R5)	60% (R9)	2年	総合計画（推進計画）と整合性をとっている。	旭川市市民アンケート調査

※1 特定事業主行動計画の進捗や今後の方向性を踏まえ、関係課と調整しながら検討する。

※2 今後、庁内や審議会等からの意見を踏まえ、具体的な数値を検討する。

5 施策の体系

目標 ジェンダー平等社会の実現

基本目標Ⅰ

ジェンダー平等の実現に向けた意識改革の促進

基本的方向 1 人権尊重とジェンダー平等の視点に立った意識改革

- 施策の方向性 1 人権尊重やジェンダー平等に関する教育・学習の推進
- 施策の方向性 2 ジェンダー平等の視点に立った活動への支援
- 施策の方向性 3 人権尊重やジェンダー平等に関する相談の充実
- 施策の方向性 4 広報・啓発活動の充実と積極的な情報の発信

基本目標Ⅱ

あらゆる分野でのジェンダー平等の推進

基本的方向 1 働く場におけるジェンダー平等の推進

- 施策の方向性 1 政策・方針決定への女性の参画の拡大
- 施策の方向性 2 女性活躍のさらなる推進のための意識改革
- 施策の方向性 3 誰もが働きやすい就業環境の整備

女性活躍
推進計画

基本的方向 2 家庭生活におけるジェンダー平等の促進

- 施策の方向性 1 男性の家庭生活への参画の促進
- 施策の方向性 2 仕事と子育て・介護を両立できる支援の充実

基本的方向 3 多様な働き方への支援

- 施策の方向性 1 就業ニーズに応じた支援
- 施策の方向性 2 起業支援の充実

基本的方向 4 地域におけるジェンダー平等の推進

- 施策の方向性 1 地域活動におけるジェンダー平等意識の醸成
- 施策の方向性 2 ジェンダー平等の視点に立った防災体制づくり

D V 防止
基本計画

基本的方向 1 ジェンダー平等を阻害するあらゆる暴力の根絶

- 施策の方向性 1 あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり
- 施策の方向性 2 D V 被害者への支援体制の充実
- 施策の方向性 3 性暴力・性被害に関する啓発

基本目標Ⅲ

誰もが安心して暮らせる社会の実現

基本的方向 2 多様性を尊重する環境の整備

- 施策の方向性 1 多様な性のあり方への理解促進の支援
- 施策の方向性 2 高齢者や障がい者等が安心して暮らせる環境整備

困難女性
支援
基本計画

基本的方向 3 困難や不安を抱える女性への支援

- 施策の方向性 1 貧困等生活上の困難を抱えた女性への支援
- 施策の方向性 2 困難や不安を抱える女性への支援体制の充実

基本的方向 4 生涯を通じた健康支援

- 施策の方向性 1 女性の生理と妊娠等に関する健康支援と理解の促進
- 施策の方向性 2 ライフステージに応じた健康づくりの推進